

来鉢神社（旧和尚社）沿革（その一）

加藤 照廣

I 来鉢神社由緒の概略

来鉢神社の由来について、資料によつて多少の異同があるが、おむね次の通りである。

天長四年（八二七）十月五日、比叡山延暦寺の金龜和尚が宇佐宮に参詣して、一千日参籠のとき同七年（八三〇）七月七日、我豊後に柞原山に垂迹せんとの八幡神の神託をうけて、柞原山に赴き、新たに祠を造つた。これが柞原宮の創始である。この後貞觀十年（八六八）六月十一日、金龜和尚が比叡山に帰るに際し、鉄鉢を空中に投げ、この鉢の落ちた処が「我が死後靈魂の安ずる所なり」と言った。この空中に投げた鉢が蛙ヶ原の武内宿禰命の社地に落ちた。和尚は翌年十一月十一日、比叡山で亡くなつたので、柞原神社は特使を派遣し、武内社の相殿に合祀し、社号を權現と改称し和尚權現・和尚社と呼ばれた。また蛙ヶ原の村名を来鉢村と改めた。この縁故によつて、以来毎年祭典には柞原神宮から特使が派遣され祭祀を執行した。

* 蛙ヶ原の武内社：（来鉢ト称スル地ハ昔蛙ヶ原ト云ヒ武内命ヲ

産土神ト斎キ奉リシガ：）と記し、或いはまた、和尚の投じた鉄鉢が「蛙ヶ原鎮座武内宿禰命ノ社地ニ落ツ：」と記した由緒書もある。

* 空鉢の法：金龜和尚が鉄鉢を虚空に投げたことについて、『神

社佛閣由来記』には、「彼地（宇佐）ニ而南方に觀念し給て空鉢を投給ふ。其鉢當社に御着有。金龜和尚跡を慕ひ當社に御着有。茲當村を来鉢村と名付給。已前は楠木村とも云う。亦空鉢を取上觀念し給南方ニ投給處由原山に止ル」と記され、和尚の投鉢の法は二度行われ、最初の投鉢は来鉢に止まり、二度めの投鉢は由原（柞原）山に飛んできた。「大菩薩由原山ニ御影向（仏がその身を現わす）し給。和尚は由原山「開山後に當村（来鉢村）之氏神と奉崇（崇め奉る）」とも記されている。

* 金龜和尚は武内宿禰の再誕とも云われる。（『雉城雜誌』卷十一）

明治維新までは府内藩七社の一つに列せられていた。この七社とは柞原八幡、賀来神社、春日神社、弥栄神社、熊群神社、高岡神社、和尚社の七社であつた。

* 柘原八幡宮志（撰社末社ノ條）に、「旧記に掲る所ノ撰社は」として次の十社を挙げている。賀来神社（一名善神王社）、二宮社（賀来）、興王神社（生石）、五月殿社（同所）、武内神社（來鉢和尚社）、熊野社（金谷迫）、天津神社（八幡）、天満社（大山）、武内社（速見郡）、八幡御座所（同郡）。

* 大友氏の時代、三十余町の御供田が寄付されていた。

雉城雜誌卷十一に、「今尚田圃ノ名ニ往々存在スト云々」との記述があり、安部典生氏宅の西側の地、神社前の道路から、バス道路をよぎつて下る小道付近のミヤタ（宮田）と呼ばれる地がその一部であると思われる。

II 金龜和尚伝（『豊後国志』による）

善鳴録ニ曰ウ、釈金龜ハ和州（大和国）ノ人ナリ。雍染（剃髪して仏門に入る）之後、江州（近江国）彦根ニ如キ、才カニ草庵ヲ結ビ、久シク止觀（妄念を押さえて、智によつて思索を進める）ヲ修シタ。時ノ人ハ其ノ地ヲ指シテ金龜山ト称シタ。爾後叡山ニ登リ、横川ニ居ル。性ハ明爽ヲ喜ビ、世絆（世間のきずな）ヲ遺棄（遠ざけて棄てて）シマツタ。天長四年（八二七）ノ冬、宇佐神宮ニ詣デテ至心発願シテ曰ク、我神之光庇（神のお陰）ヲ蒙り、澆末ノ群生（末の世の衆生）ヲ廣朗（總て救済）セン。因ツテ読誦期スルニ一千日ヲ以テス。遂ニ七年七巳七日ノ黎明ニ至リテ、神殿ノ声ニ曰ク、我ハ豊之由原山ニ垂迹セント欲ス、汝其レ往ケト。龜（金龜）乃チ彼ニ到リテ之ヲ矚ルニ、八ノ白幡楠ノ梢ニ懸ル有リ。因ツテ其ノ處ニ就キテ、新タニ祠壇ヲ築キ、頃之上表シテ、朝廷ニ聞ス。承和帝（仁明天皇）右大臣清原夏野公ニ詔シテ、豊州ニ下シテ、國司大江字久ニ勅シ、寶殿ヲ經營セシム。兼不テ龜（金龜）ニ和尚位ヲ賜ウ。以て其ノ徳ヲ旌ス也。

*その後の金龜和尚：貞觀十年六月、比叡山に帰り翌年入滅し、

遺言により来鉢村武内社に合祀された。

* 豊後國志：岡藩士唐橋世斎纂輯、その死後伊藤猛・田能村竹田

らが補遺・校正した。享和三年（一八〇三）

* 善鳴録：正確には『豊鐘善鳴録』、寛保二年（一七四二）龍飛

壬戌、沙門密雲杜多玄契筆。

III 金龜和尚の後継者・子孫

由原（柞原）八幡宮創始の頃は神仏習合の時代であったから、八幡宮には僧侶と神職とが八幡神に奉仕していた。僧侶の最高位が宮師で、金龜和尚が初代である。次表は金龜和尚以来の宮師（四十八代豪謹まで）乃至その後継者である。

一、金龜	二、源修	三、叡勢	四、壽如	五、正譽	六、仙照
七、皇慶	八、如壽	九、仁圓	十、快圓	十一、慶仁	十二、仁等
十三、慶等	十四、慶壽	十五、院清	十六、定清	十七、定院	十八、定金
十九、圓清	二十、源清	二十一、春清	二十二、源幸	二十三、幸榮	二十四、修榮
二十五、圓榮	二十六、增榮	二十七、舜榮	二十八、成榮	二十九、存榮	三十、秀清
三十三、豪憲	三十二、豪圓	三十二、豪榮	三十一、豪繼	三十六、豪海	三十七、豪天
三十四、豪政	三十五、豪慎	三十九、豪惇	四十、豪源	四十一、豪榮	三十八、豪運
四十二、豪辯	四十三、觀豪	四十五、豪超	四十六、寬豪	四十七、豪貫	四十八、豪
四十九、豪恭	（宮師大衛）	四十九、豪恭（虎丸）	五十、正恭	五十一、正謙	五十二、昭

* 1 金龜和尚の後継者第二代源修は文武天皇の皇子と伝えられ

るが、金龜和尚の没年は貞觀十一年（八六九）で、文武天皇は六八三～七〇七であるから、和尚の没年と文武天皇の崩御の年の開きは百数十年に及ぶ。眞偽はわからないが、皇子の子孫といつたところではないかと思われる。源修以降は血縁によつて継承された。

しかし江戸時代三代豪圓の頃、府内藩主日根野吉明（在任一六三四～五六）は妻帯を禁止した。豪圓は宮師職を直弟子の豪憲に譲った。以後宮師は妻帯しない「清僧」となった。十八世紀、宮師は比叡山から迎えられるようになつた。

四八代豪謙は幕末維新の激動期に際会し、当然「神仏分離令」によつて、宮師として僧職に固執すれば、由原宮を去らねばならない。止まるためには還俗しなければならないという二者択一を迫られた。豪謙は還俗することによって、金龜和尚以来の由原八幡宮の祭祀を継承する道を選んだ。最早僧職ではなく、

由原八幡宮神官となり、職名「宮師」をそのまま新しい苗字とし、「宮師大衛」と称した。（大分市歴史資料館編集『府内及び大友氏関係遺跡総合調査研究年報』）

* 2 四九代豪恭は明治の初め京都の公家慈光寺家から迎えられて、宮師家を継いだ人で（相続は明治二十年）、通称を虎丸といつた。幼少のとき駕籠に乗つて京都からはるばる片田舎の柞原八幡宮に下つてきた。地方生活になじめなかつたという。柞原神宮の神官・宮司としては短期間で辞し、他家に譲つた。のち一時期、春日神社の宮司となつたが、のちに高岡村（現在由布市庄内町西庄内）に移り住んだ。因みに、豪恭の出身慈光寺家は明治二年、江戸時代の身分制度廃止とともに華族となり、明治十七年七月、華族令制定に伴い、子爵を授けられたことを付記しておく。

* 3 その後の宮師家：豪恭の子息・正恭は小学校を出ると、慈光寺家を頼つて上京し、中学卒業継いで東京高師に学び、卒業

後長野師範学校、次いで満州鞍山の満鉄経営中学校に転じたが、病気のため休職して大分に帰り、鶴崎で療養し、回復後は岩手県に赴任、ついで山東省青島に転じ、ここで終戦、その際これまで家宝として携えていた金龜和尚像を焼却の止むなきに至つた。これは宮師家にとつては勿論、来鉢神社にとつても残念なことで、惜しみてなお余りあるものである。正恭氏の子息昭氏は、両親が涙して両手を合わせていた姿を今も瞼に止めているという。昭氏は宮師家五二代目にあたる。正恭氏は満州から青島まで、父豪恭以下家族全員を連れての赴任であった。

IV 和尚社時代の記録…寛永元年から安政四年までの石灯籠・棟札等の銘文が残されている。

1 来鉢神社所蔵の『由緒資料』では、殆ど神仏混淆であつたこと、及び金龜和尚を祀つていたことを示している。

①棟札銘文の主文の頭に梵字・種子（仏・菩薩を一字で表した梵字）が書かれている

②石灯籠銘文に「南無天滿大自在天神宮」とある。南無は帰命、天滿大自在天神は菅原道真の御靈に追贈された神号、大自在天はもとバラモン教の神であるが、仏教にとり入れられ仏・菩薩の化身となつた。

③棟札銘文中の文言に「無慮壽如來」「信心檀那本願」「迦陵頻伽（極樂淨土に住む鳥）」「不動尊八千枚護摩供一七ヶ日廿一座御威光增益祈所 圓快修行之」などの仏教用語が頻出する。

④金龜和尚関係銘文の文言：「和尚權現」『金龜大權現』「和尚大權現」『和尚宮華表』（華表は鳥居）。

⑤「□尚社」刻銘の額束・先年、加藤稀夫氏（當時宮總代）が神社前の道路改修工事の時、溢水を止めるための土囊の押さえに使った石の中に、この額束を発見した。これは社務所裏にあつた石片を拾つてきたものである。社号「和尚社」を「玉垂神社」または「来鉢神社」に改めたとき捨てられたものと思われる。

2 由原八幡宮との関係を示す文言（棟札銘文）

①慶安二年銘の主文：「奉寄進寶輿一基和尚權現御本地無慮壽

如來」

之寄」

（右）「當宮由原開百結縁金龜聖人從宇佐宮來居而三所影現
（左）「瑞拝請給故由原東脇殿案置開山号和尚今有焉 千時
慶安二乙丑年孟夏吉日 宮師豪円」

（裏面）「此神輿由原宮御内陣切籠旧也三十三年御建立之當時之守護日根野織部正藤原吉明公遂上聞以上意奉寄進尙

也」

②貞享元年銘の主文：「上棟奉建立豊後州大分郡阿南庄來鉢村

金龜大權現社威光增益聖朝豐樂國土安穩祈所」

（右）「聖主天中天加陵頻伽声 貞享元年甲子歲 伏翼府城

太守松平津島守源照重公武運長盛 加藤市左工門藤原清光

所願円満収」

（左）「哀愍衆生者我等今敬礼 九月吉祥日 由原山宮師職
大阿闍梨法印豪政欽誌焉所大工矢野五郎右工門橋重近」

（裏面）の主文：「今般當社御内陣就破損任先例由原宮古材木柱等送之畢」

（右）「還宮 豪政勤之同 衆徒中 社人中」

（左）「祝主 宮崎宮内大夫藤正次」

③寶永二年銘の主文：「奉造當來鉢村和尚大權現社拝殿一字願主當所加篠市左工門並氏人中」

（左）「十一月吉辰日 由原宮別當金藏院豪繼法印誌之

（右の文は省略）

*別當：由原宮社務の統括者。宮師は由原（柞原）八幡宮の統括社であつた。

*金藏院：宮師家の住院、例えば銘①の豪圓、銘②の豪政、銘③の豪繼の住院で、宮師坊ともいう。宮師家第五〇代の正恭氏は明治三五年にこの住院で生まれた。今は池跡、石垣跡のみを残す。

④寶永六年銘の主文：「奉奏十貳番神樂御威光増益諸願成就如意圓滿祈所」

（右）「由原山 社家」（左）「宮崎安之進勤」

*由原山社家：これは由原八幡宮の社家が神樂を奉納したということ。

⑤寛政九年銘の主文：「和尚宮於廣前 奉奏十二番湯立御神樂

御威光増益如意祈所」

(右) 「由原山 三重野」 (左) 「兵部大夫保救執行之」

法、調伏法、敬愛法、鉤召法がある。

*三重野：由原八幡宮に、浜御殿檢校職であった三重野という神官がいた。三重野兵部大夫が湯立・神樂の神事を執行した。

*廣前：神前の意

*湯立：女が神前で行う儀式で、熱湯に竹や笹の葉をひたし、それを身にまといかけて祈り託宣を受ける。湯立・神樂は霜月を中心天下泰平・五穀豊穣を祈願して行う。湯立釜を据え正面に

神樂座、天井に白蓋とよばれる天蓋をつけ、四方にザゼチという切り紙を飾る。ここに勧請した神々に祝詞を唱え乍ら湯を献じ、湯清めの舞を舞つて、人々に釜の湯を振りかけて、禊・祓いをする。この神事は各地方各神社でその様式は異なるようである。来鉢神社の場合、具体的には不明。

⑥寛政十二年銘野主文：「奉修練不動尊八千枚護摩供一七ヶ日廿一座御威光増益祈所」

(右) 「由原山於長現坊」 (左) 「金剛佛子円快修行之」

*護摩：護摩壇を設け、この場合不動明王を本尊として招き、決

められた護摩木を積んで燃やし、火中に五穀・五香を投げ入れ香油を注いで供養し、願主の願いを成し遂げようとする修法。そのとき祈願の内容を紙・板に書いて護摩札を作り、願主はこれを護符とした。この棟札によれば、

護摩札・護符を八千枚作つたということである。

*増益：護摩を修する目的の一つで、幸福を増す法。ほかに息災

*長現坊：坊(房)は僧侶の住居で、八幡宮に勤行する「社僧」は

それぞれの坊舎の住職であった。長現坊はそのなかの一つであった。坊舎の名称とともに住職も指した。坊の数は時代により一定していないが、多い時は二十を超えた。例、香林坊 東光坊 常老坊 清教坊 净泉坊 常楽坊 香運坊など。

⑦ 天保十二年銘の主文

「奉彩色鎮守和尚大權現御威光増益一宮由原山社務官領宮師四十世別當護國院大僧都豪超」

(右) 「哀憫衆生者我等今敬札維時天保十二年 宮主宮崎宮内藤原吉範 庄屋代組頭佐藤七郎右エ門藤原秀裔」

(左) 「聖主天中天迦陵頻加辛丑吉良辰 祝組頭安部政右衛門藤原貞秀 組頭加頭三木右エ門藤原貞瀬 加藤弁右衛門」

*護國院：金蔵院に同じ

*大僧都：僧尼の監督僧の位階の一つ、僧正につぐ僧官。豪超は第四十五代の宮師。

*天中天：神の中の神、神を超えた神という意味で、釈尊をいう。既述の②貞享元年の銘文にもある。

⑧ 安政二年銘の主文：「上棟奉再造立和尚宮華表堯基 聖朝安札を作り、願主はこれを護符とした。この棟札によれば、

穏国土豐饒也」

(右) 「聖主天中天 迦陵頻加声 安政二乙卯星 護國院大僧

都 豪貴誌之」

(左) 「哀憫衆生者我等今敬札 初夏吉祥日 宮主宮崎宮内太夫藤原吉智」

小吉」

(裏面) 「旧來華表寛保三年亥年 三月造立大風之砌惡損」

当村大庄屋加藤祐右衛門清次 発願主 佐藤玄英藤原忠恕

林右衛門 幸右衛門 宇八郎

世話人 弥右衛門 森右衛門 政右衛門 清右衛門」

* 右の銘文は、寛保三年(一七四三)建立の華表(鳥居)が大風の被害を受けて倒壊したので、安政二年(一八五五)に再建したことを記している。参道入口の第一鳥居の背後に、今も左の柱が立つていて。

3 その他の棟札・幟立・鳥居の銘文

① 慶安五年棟札銘の主文: 「上棟御殿一字之事□□地頭日根

野織部正藤原吉明」

(右) 「右意趣者信心檀那本願佐藤久左衛門藤原□□ 慶安五

壬辰」

(下) 「神主宮崎刑部太夫□□□」

② 寛文十三年棟札銘の主文: 「棟奉造立者一字之

事各信心檀那諸願成就 祝佐藤勝吉」

(右) 「右意趣武運長久子孫繁盛七難即滅 大工甲斐長三郎」

(左) 「寛文十三季癸丑正月吉辰日 大福則生 神主宮崎宮内

太夫正次」

③ 元禄七年棟札銘の主文: 「豊後之国大分郡来鉢村天満大自
在天神宮社檀建立之事」

(右) 「元禄七甲戌年 神主 宮崎宮内太夫正次 願主 佐藤

小吉」

(左) 「仲春吉祥日 大工 佐藤吉衛門 甲斐甚吉」

④ 擎立の銘文: (左) 四月吉祥日 惣氏子

(右) 寛保三酉亥歳 阿南郷 来鉢村 外十一邑

* 阿南郷: 平安時代の大分郡内の郷名。来鉢村は平安末期には賀来莊に含まれた。平安中～末期に莊園制度が発達してくるが、私領の莊園と国司の管轄下の郷とが並立するようになつた。鎌倉時代に来鉢村を含む阿南郷は由原宮に寄進されて莊園となつた。江戸時代にも、阿南郷の地名が残つていた。

⑤ 寛政九年棟札銘の主文: 「和尚權現 於御広前 奉奏十二

番湯立御神樂社繁栄氏子長盛処」

(右) 「寛政九丁巳天 祝詞主宮園邑 宮崎右門」

(左) 「三月吉祥日 代役同所 刑部執行之」

⑥ 天保三年棟札銘の主文: 「太元三行三妙加持 奉奏太神樂湯立行事又御威光増益祈願」

(右) 「天保三壬辰天 当社祝詞主」

(左) 「四月吉辰日 宮崎宮内太夫」

⑦ 石灯籠銘 (右) 清常燈 安政二乙卯四月吉日 願主 嘉右

衛門 九助一

(左) 清常燈 (右に同じ)

⑧ 鳥居額銘 「来鉢神社」

(右柱) 「安政二乙卯宿 願主 幸右エ門泰光 卯八郎宗茂

人夫加勢 惣氏子中

： 六人の記名 同右

(左柱) 「孟夏大吉祥旦 願主 佐藤玄英忠恕 林右エ門秀重」

* 2の⑧の安政二年に再建した華表(鳥居)の銘に「和尚宮華表壹基」とあり、発願主として佐藤玄英・林右エ門、幸右エ門、宇

(卯)八郎のうち、佐藤玄英・林右エ門の二人は残存する左柱の刻銘と右記「由緒資料」の記録とが一致する。しかし社号「来鉢神社」は明治二十五年に改称されたものであるから、参道入口近くに今も残る額束「来鉢神社」は、旧額束「和尚社」ととり換えたのではないか。(※2の⑧参照)

⑨ 安政四年棟札銘の主文：「上棟 当社神楽殿御威光増益祈禱」

(右) 「安政四年 宮主宮崎宮内太夫藤原吉智 祝政右衛門通貞」

(左) 「丁巳九月 大庄屋加藤祐右衛門 惣生土子中」

(下) 「組頭 森右衛門 林右衛門 幸右衛門 源右衛門 清

右衛門」：五人の記名は横並び

⑩ 安政四年棟札銘の主文：「謹請當社神樂殿 惣世話人中」

(右) 「安政四年 大工 矢野重右衛門 橋重運」

(左) 「丁巳九月 惣元メ佐藤玄英」

(下) 「弥右衛門 重右衛門 権兵衛 元右衛門 勘三良 六

兵衛」：六人の記名は横並び

三木右衛門 嘉右衛門 利右衛門 宇八良 平太 九 ○

4 「諸々森控之事」にみえる神社の行事

* 「森」：万葉集卷七に次の歌がある。「木綿懸けて齋くこの神

社越えぬべく思ほゆるかも恋の繁きに」このなかの「神社」をモリと読ませている。「森」は杜即ち「神社」の意味に解する。

「諸々森控之事」とは和尚社のいろいろな行事の控えという」とある。

①和尚權現御軒代之事

文政四年に行われた。軒代はノキガ工で、弘化三年の頃に「御軒ツクロイノ事」という記事があるから、軒の修理の意である。

「軒」は屋根の下端の張り出した部分即ち庇であるが、家そのものをいうこともある。軒代は神殿の修理のことである。「軒代之事」に続けて、四月十八日に遷宮が行なわれ、由原八幡宮の宮師の代理として長現坊が立ち合い、舞殿を鎮座所とし、五月六日に還宮した。還宮の時は宮師の代理として香林坊が立ち合い、神前を巡る見立(見送り)の行列や神楽が奉納された。

弘化三年五月の軒ツクロイは簡単な修理であつたらしく、遷宮・還宮はその日のうちに終わっている。このときも宮師の代理として東光坊が立ち合つた。嘉永七年にも軒代が行なわれ、遷宮は四月二十八日、還宮は五月八日であった。このときも遷宮に宮師代理香林坊、還宮には同じく代理西巻坊・常楽坊が立ち合つてゐる。

* 「諸々森之控」と別に、「來鉢神社旧記(和尚權現御軒代之事)」あつ

て、これによれば、文政四年の軒代のとき、宮師代理として、四月十八日の遷宮に立ち合つたのは香林坊、五月六日の還宮に立ち合つたのは長現坊であつた。「控」と「旧記」とでは宮師代理の社僧が入れ違つてゐる。どちらかが誤記であろう。

*由原八幡宮関係造営記録(利光家文書)に、安永四年(一七七五)

「來鉢和尚宮再興」とある。

②和尚宮衣御めしかへ之次第

御神体衣替えにいて、「來鉢村 金蔵院御坊中大宮司兵部太夫が鑰取宮主金蔵院「宮師」の駕籠にお供をして、全員で御神体の衣替えを行なつた。この衣替えが行なわれたのは文政元年(一七八)であった。(＊鑰取：鈎の保管者または神殿の扉を開ける役目、またその人。影ノ木の故安部充家が代々の鑰取であつた。但し、右記資料では、鑰取は宮主金蔵院が勤めている。文政元年の衣替えという特別の神事に限つてのことで、日頃は安部家が鈎を保管し、年間の祭礼は鑰取の役目を勤めていた、または文政元年以後のある時期にこの役目についたかのいずれかであろう。しかし故充氏は鑰取を氏子総代に譲渡し、今日に及んでいる。)」

*衣替え…この行事は五十年ごとに行なわれることになつてゐる。

文政元年から五十年目は一八六八年であるが、この年は慶応四年(明治元年)で、明治新政府が成立し、三月

には神仏分離令が出され、政治・社会的激変、神社から僧侶・仏像・仏具類の追放という大事件が進行して、いたから、金龜和尚御神体の衣替えなどは実施困難で

V 金光寺の創健社は金龜和尚
來鉢神社『由緒資料』のなかに「金光寺書類」(寺号改称願)が収められている。

この書類は明治二十八年十二月七日、存重寺住職阿部了知師が県知事山田為喧宛に、寺号を金光寺と改称したいという願書である。これによれば、存重寺は平安時代の承和年間(八三四～四八)、延暦寺の上人金龜和尚が字テラトコに堂宇を創建し、金光寺と称したのが始まりで、金龜和尚は村の社に奉祀されていたという。その後、室町時代の文明年間(一四六九～八六)に故あって、存重寺と改称された。しかし本来存重寺とすべき処、「住」と「重」を誤つたものであるから、もとの金光寺に戻したいというものであつた。寺号改称願は明治二十八年十二月七日、住職阿部了知外総代三名連署で提出し、同年十二月十九日承認された。

金龜和尚について言えば、和尚は金光寺の開基であるとともに、村の社の祭神でもあつたということである。

字テラトコの地は芦松の背後(北側)の山腹で、ミミズ谷に臨む地

あつた筈である。しかし昭和に入つて復活し、昭和十一年に安部梯一郎氏が、同六十一年には佐藤吉人氏によつて行なわれた。六十一年から五十年目の次回は二千三十六年であるから、三十数年後のことである。なお、前回昭和十年の衣替えに使つた衣は今も、安部梯一郎氏の嗣子典生氏方に大切に保存されている。

域一帯で、今この界隈に鐵牛禪寺がある。

且ハ仏教信仰ニテ還俗之儀得心セザル之輩ハ神勤相止メ、立退可ク候事」

VI 慶応四年、神仏分離令布告以後の来鉢神社

一 神仏分離令（神仏判然令ともいう）

① 神仏分離令布告の背景

徳川幕府が倒れ明治新政府が樹立すると、新政府内部では平田（篤胤）派の復古神道学者の影響力が強くなってきた。その主張は儒学・仏教・鎌倉時代以後の神道（俗神道といった）を排除し、我が国固有の純粹な道を古道と称し、大和心に従つて行くのが古道であると説いた。この考えが弟子たちに受け継がれて、明治維新の頃、大国隆正、その弟子に玉松操が出て、それぞれ新政府に出仕し、その初期の政策に大きな影響を与えた。

② 神仏分離令布告

明治元年（慶応四年九月八日改元）三月十七日神祇官再興、

同日神仏分離令が布告された。

（1）神祇官再興の布告

「此度王政復古・神武創業ヲ基トサレ、諸事一新、祭政一致ノ御制度ニ御回復遊バサレ候：（以下略）」

（2）神仏分離令の布告

「今般諸國大小ノ神社ニ於テ、神仏混肴之儀ハ御廢止ニ相成候ニ付、別当社僧之輩ハ還俗之上、神主社人等之称号ニ相転ジ、神道ヲ以テ勤仕致ス可ク候、若亦拵處無ク差支之有リ、

この二つの太政官布告によって、武家政治廢止、天皇親政・祭政一致の昔に返すこと、別当社僧などの僧侶は俗人に還り神主となるか、仏教の信仰を守りたい者は神社から退去するか、いずれかを命じられた。

政府はさらに同月二十八日に布告を出して、某權現（来鉢神社の場合は和尚社・和尚權現）など仏語を以つて神号としている神社はその由緒を書付け申し出ること、また仏像を神体とする神社は以後これを改めること、仏像を神社に掛け、鰐口・梵鐘・仏具の類を置いてあるものは早々に取り除くことを命じた。

このため柞原八幡宮の場合も、金龜和尚以来の四八代めの当時の宮師、豪訊は還俗して改めて柞原八幡宮の祀官・宮司となつた。また八幡宮内の普賢堂の本尊延命菩薩像が大山寺に移された。大山寺は柞原から西大分へ約一・五kmの位置にある。

来鉢の和尚社も社号を玉垂神社と改称した。また『由緒資料』中には日根野織部正奉納の阿弥陀仏像の写真があるが、今は行方不明である。神仏分離のとき壊されたか、あるいは他所に移されたかいかれかであろう。

二 金龜和尚御神体の行方

① 御神体動座

金龜和尚の御神体は「神社明細帳」によれば「明治維新ニ至リ

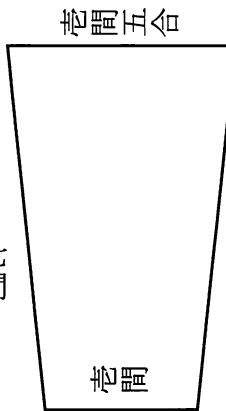
れるが、何処に動座したかは「由緒資料」にその記載がない。しかし「挾間町誌」来鉢神社の項の執筆者によれば、来鉢の某古老（故人）の言として、動座の場所は、字コウスキ二二七五番地の地であつたとしている（「町誌」五〇九頁）。その位置は来鉢公民館の向かい側から農村公園にかけての地である。公民館の真向い、公園東側に続く地（今は地形が変形している）は以前畠で、安部権夫氏が少年の頃は野菜を作っていたが、神聖な所であつたとして、

下肥を使うことはなかつたという。また古銭（賽銭？）が出土していたともいう。神聖な所というのは、この地に歳神社があつたことによると思われる。歳神社の祭神は大歳神で、境内の面積は一〇歩、神殿は長二間、横九尺の神社であつた。この旧境内東端に下り勾配の畦道がある。安部求氏によると、畦道の下端が平地に接する所に湧水地があつて、歳の神の水と呼んでいたという。従つて金龜和尚御神体動座の場所は他に求めなければならない。

② 金龜和尚堂

「寺境内外区分取帳」（明治八年二月）に、次の記録がある。

七間
ノ内、現畝八歩七六五毛 境内
貢地 持主 加藤常治郎」とあり、境内の略図も付いている（上図）。番地は歳神社と同じ一
二七五番地である。
この記録によれば、金龜和尚



の御神体はこの堂に動座した
ということになる。

字コウスキは公民館の向い側から農村公園あたりであつたと思われるが、公民館向い側には既に歳神社があつたから、金龜和尚堂は農村公園あたりにあつたのではないかと思う。

確かなことは不明。

③ 金龜和尚御神体動座についての故隼瀬前宮司の見解

「金龜和尚の靈璽はどこへ行つたかは不明である。それでいゝのではないか。たゞ私の見解では、動座したことになつてゐるが、實際には動座しなかつたというのが本当ではなかろうか」

察するに、宮司としては太政官布告を無視できず、他に移したことにして、そのまま、神殿に安置したか、または金龜和尚堂に動座し、廢仏毀釈の風潮が沈静した頃、もとの神殿に戻したか、いずれかであろう。

④ 和尚様

明治生まれの氏子の人々は来鉢神社を「和尚様」と呼ぶのが普通であった。今も耳にする言葉である。「大日本帝国大分県社寺名勝圖錄」の来鉢神社の項に「明治三十一年八月 社掌宮崎徳馬謹誌」として次の記述がある。「嗚呼鉄鉢ヲ投ズルノ因縁亦奇端ノ事ト云ベシ。カカル尊キ產土神社ニ坐セバ別テ一層誠意ヲ尽シ可尊可敬ナリ」

明治三十年代に、宮崎社掌（社掌は当時の神官の職名）が祭神金龜和尚を尊敬・重視していたことがわかる。『由緒資料』中の「來

鉢神社祭神・事由」にも、その末尾に明治廿五年許可を得て「来鉢神社」と改称したことを述べて、「是レ投鉢ノ因縁ヲ将来ニ存スル為ナリ」と結んでいる。

* 1 現在の祭神：神社本庁、神社庁登録の祭神は武内宿禰と菅原道真の二柱であるが、金龜和尚御神体は今も神殿に安置されていて、記述のように「衣替え」が行われている。

* 2 「由緒資料」の中の「来鉢神社祭神・事由」に記す祭神「祭神 武内宿禰命 金龜神靈、配祀 皇產靈神 菅原神大年神」となつていて、この五柱を祭神としていた。武内宿禰と金龜和尚を本来の祭神とし、皇產靈神 菅原道真、大年神の三柱を合祀していた。なお当時の来鉢神社の社格は村社となつていているから、この記録は明治六〇・大正年間に書かれたものである。従つて明治・大正の頃までは、金龜和尚を含むこの五柱を祭神としていたことになる。(大年は大歳に同じ)

* 3 来鉢村字原鎮座の玉垂社について

字ハルは中園から西辺に向つて、中園部落を過ぎて広い平坦地のなかを通る道路沿いの右側である。この界隈に玉垂社が鎮座していた。しかも玉垂社に祭神社、下来鉢の天神社及び西奈辺鎮座の金刀比羅社の三社の神々を合祀している。三社の祭神はそれぞれ大年神(五穀の守護神)、菅原道真、大物主命(大国主命)崇徳天皇靈(保元の乱に連坐し讃岐国に流された悲運の天皇の御靈)であった。

* 4 コウスキ玉垂社(和尚社の後身)

「寺境内外区分取調帳」(記述)の金龜和尚の記事に続いて、村社玉垂社について次の記述がある。

来鉢村字コウスキ 方九百六十一番 全九百六十二番

合

玉垂社 村社

旧社地 壱反八畝十九歩 此現畠 四反五畝拾五歩武 内
壹反弐畝拾六步境内除地 三反弐畝 廿九歩武 境外
除地

村持

「此時取消分」として、次の社を挙げている。

テンジンマエ	天神社	佐藤与八郎
丸田	御中主社	三ヶ田三十郎
コウスキ	歳神社	加藤常次郎
ヤジロウ	金刀比羅社	佐藤兼蔵
ツル	貴舟社	佐藤三郎
マエ	歳神社	山神社
ゴズ	御座八幡社	加藤彦市

(佐藤与八郎・加藤彦市は各神社・祠の管理者と思われるが、このうち歳神社加藤常次郎は前貢の②金龜和尚堂の持主としてその名がある。祭神社と金龜和尚堂は地名コウスキと人名が同じである。)

* 「寺境内外区分取調帳」の日付は明治八年一月である。

*旧字図によれば、

テンジンマエ…天神前で下来鉢、丸田…今の丸田、コウスキ…中園、ヤジロウ…西辺、ツル…下来鉢、影ノ木の一ヶ所、まえ…下来鉢のツルの西隣、ゴズ(コス)…影ノ木の公民館北側

三 原鎮座の玉垂社とコウスキの玉垂神社(のちの来鉢神社)明治初年、村ごとに産土社がおかることになった(一村一社の原則)。産土社は制度として村社となり、区ごとに置かれた郷社に付属することになった。現在の大字を区域としていた当時の村を単位として、一村一社制を立前としたから、村内のいくつかの小社は統廃合された。来鉢神社の場合、金龜和尚・武内宿禰を祭神としていたが、金龜和尚は神仏分離により除かれ、武内宿禰に菅原道真を合祀したのはそのためであり、また金龜神靈はそのまゝとして皇產靈神・大年神を加えて五柱を合祀したり(*2)、また、原玉垂社に歳神社・天神社・金刀比羅社の三社の神々四柱を合祀した(*3)のもその例である。前記④のコウスキ玉垂社の項に「取消分」として八社が取り消されたのも一村一社の原則によつていることを示している。

たゞ、二つの玉垂社(玉垂神社)の場合、菅原道真と大年(歳)神とは共通であるが、その他の神々は異なつてゐる。二つの玉垂社にそれぞれ神々が合祀されたのは明治七、八年頃、またはそれ以前のことであるが、隣接する二つの神社に同じ神が合祀されたことは解しかねるが、原玉垂社 자체がコウスキ玉垂神社に統合されたとも考えられる。一社の関係は不明。

*村と区…当時の村は今の大字を区域としていたが、この村を統括する地方行政区画として小区、その上級機関として大区を設けた(大区・小区制と云い、明治五~十一年七月まで)。大分郡は第三大区、旧石城川村は第二十二区であった。従つて、来鉢村は第三大区第二十二小区に含まれていた。因に、明治十一年七月、郡区町村編成法が施行され、大分郡来鉢村となり、ついで明治二十一年、市制・町村制が公布され、翌二十二年四月、石城川村が成立した。同年二月十一日、「大日本帝国憲法」が発布された(施行は翌二十三年十一月二十九日)。

四 社号・社格…『由緒資料』中の「社寺名勝図録」「神社明細帳」「来鉢神社由緒」「来鉢神社祭神・事由」はどれも維新前は「和尚社(宮)」と称していたこと、明治三年「玉垂神社」と改称し、明治二十五年「来鉢神社」と改称したことは一致している。社格については、村社に格付けされたのは明治三年説と同六年説があるが、社格の制度を定めたのは明治四年の太政官布告であるから、明治六年が正しい。郷社昇格は大正十五年七月三十日であった。(以下次号)